平成２６年（フ）第１８号
埼玉県草加市長栄町76番地１
債務者　佐々木一克
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
埼玉県吉川市大字平沼５番地５　レーベンハイム吉川弐番館504号
債務者　飯島　孝市
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４５８号
静岡県駿東郡小山町須走63番地の138　立山住宅３－２
債務者　堀　　光行
１　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２１号
愛知県岡崎市美合町字地蔵野１番地111　市営平地荘４―501
債務者　髙田美佐子
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４６号
熊本市東区西原１丁目６番33号　ホヨーハイツ201
債務者　西島　千佳
１　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３９３号
千葉県柏市増尾台３丁目８番41号、開始決定時の住所千葉県柏市若白毛435番地２
破産者　樋爪　宏至
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３９４号
千葉県柏市増尾台３丁目８番41号、開始決定時の住所千葉県柏市若白毛435番地２
破産者　樋爪　雅子
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５８３号
千葉県松戸市新松戸１丁目374番地１　政和ビル401号
破産者　有限会社ケーライフコーポレーション
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５８４号
千葉県松戸市八ケ崎１丁目23番地の５
破産者　山内　謙治
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６１８号
千葉県柏市しいの木台４丁目25番地12
破産者　株式会社建装石川
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６１９号
千葉県柏市しいの木台４丁目43番地10
破産者　石川　正弘
１　決定年月日　平成26年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９４号
釧路市入舟６丁目２番８号
破産者　伊藤漁業株式会社
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
群馬県高崎市下小鳥町193番地４
破産者　有限会社フルマークス
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３７９号
相模原市中央区矢部４－８―16―10、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区湯島３丁目21番17号
破産者　有限会社ＷＨＩＲＬＷＩＮＤ
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４０１号
相模原市中央区田名4311―５
破産者　有限会社サンライト
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５０５号
岐阜市千手堂南町１丁目１番地
破産者　山田　　豊
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２２号
静岡県富士宮市猪之頭846番地の１
破産者　有限会社鱒の家
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１００８号
愛知県東海市東海町３丁目１番地11
破産者　有限会社団塚建設
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７６９号
名古屋市東区大幸１丁目３番８号
破産者　有限会社ナインス
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７４３号
京都府木津川市加茂町里東鳥口25番地
破産者　協同組合加茂駅前センター
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８７５号
神戸市須磨区衣掛町２丁目１－２
破産者　有限会社濵崎プランニングオフィス
１　決定年月日　平成26年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部